

特記仕様書

適用範囲

(適用範囲)

本特記仕様書は、下水道施設移設・補修工事（以下「本工事」という。）に適用する。

総則

(総則)

本工事は本特記仕様書によるほか、

<宇治市>

「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」

「宇治市下水道建設技術基準（施工編）」

「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」

<近畿地方整備局>

「土木工事共通仕様書(案)」 「土木工事施工管理基準」

「土木請負工事必携」

<京都府>

「土木工事共通仕様書(案)」（以下「京都府共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」 「土木請負工事必携」

<公益社団法人 日本下水道協会>

「下水道土木工事必携(案)」 「下水道施設維持管理積算要領」

<公益社団法人 日本下水道管路管理協会>

「マンホール蓋等の取替に関する設計の手引き（案）」

<日本道路協会>

「舗装再生便覧」

に基づき施工すること。

工事の着手

(始期日)

緊急工事等があるため、令和8年7月1日から工事着手ができるように準備すること。

作業休日

(作業休日)

工事における作業休日は、土曜日、日曜日・祝日・夏季休暇（8月14日～8月16日の3日間を見込んでいる）及び年末年始（12月29日～1月3日までの6日間を見込んでいる）とする。なお、祭事など地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。ただし、緊急性に応じて、土曜日・日曜日・祝日・夏季休暇および年末年始に作業を行う場合もあり、その場合は、監督職員の指示に従うこと。

(緊急時の対応)

下水道施設の詰り・他工事による破損等の緊急事態発生時には、日時を問わず、概ね1時間以内に現場に到着し、作業開始できるように体制を整えること。組織と体制(資器材含む)及び使用材料等を提出する施工計画書に記載するとともに、緊急時には直ちに対応できるよう、常時、これらを整えておかなければならない。

使用材料については、次の材料とする。

- ・硬質塩化ビニル管φ100、φ150、φ200 : 各2本
- ・塩ビ管用支管 φ250-150、φ200-150 : 各1個
- ・ヒューム管用支管 φ300-150、φ250-150、 : 各1個
- ・自在曲管φ100、φ150 (0°、15°、30°、45°、60°、75°): 各2個
- ・カラーφ100、φ150、φ200 : 各2個
- ・ヤリトリ継手φ100、φ150 : 各2個
- ・汚水マンホール蓋(受枠含む)T-25 : 2個
- ・調整リング5cm、10cm、15cm : 各2個
- ・公共汚水ます蓋(宇治市市章入り)φ150、φ200 : 各2個
- ・公共汚水ます 標準縦型、標準横型 : 各1個

ただし、受注者の責によらない理由により、上記材料の入手が困難となった場合は、監督職員と協議の上、受注者は、下記に記載して

いる代替え材料等を可能な限り用意するものとする。

また、代替品の使用については、監督職員と協議の上、使用することとするが、代替品の使用は、あくまで緊急的に使用するものであり、これに伴う責任（過失）の有無については、施工不良を除き、受注者の責に帰さないこととする。

- ・代替品：ヒューム管、コルゲート管（内面平滑）、鋼管、ステンレス管、ポリエチレン管、ダクタイル鋳鉄管ほか

施工体制台帳
及び
施工体系図

（施工体制台帳及び施工体系図の記載）

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。ただし、警備業者については、施工体制台帳を省くことができるものとする。

建設副産物

（特定建設資材の分別解体）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

解体方法 工程ごとの作業内容及び	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊	株式会社藤田産業 (昼間)	日曜を除く 毎日 8 時～16 時 30 分	一辺が 100cm 未満に限る。	3.2 km
アスファルト塊	株式会社玉井道路 (夜間)	日曜・祝日・第 2 土曜を除く 毎日 22 時～4 時	50×50cm 以下に限る。	3.8 km
コンクリート塊 (無筋)	株式会社藤田産業 (昼間)	日曜を除く 毎日 8 時～16 時 30 分	一辺が 100cm 未満に限る。	3.2 km

コンクリート塊 (無筋)	株式会社光アスコン (夜間)	第2土曜・第2日曜を除く 毎日17時～8時	50×50cm以下に限る。	9.8 km
コンクリート塊 (有筋)	株式会社藤田産業 (昼間)	日曜を除く 毎日8時～16時30分	一辺が100cm未満に限る。	3.2 km
コンクリート塊 (有筋)	丹波由碎石 (夜間)	日曜、祝日を除く 夜間受入は事前協議による	30×30×30cm以下に限る。	12.5 km
廃プラスチック類	一般財団法人宇治廃棄物 処理公社	12月31日～1月3日を除く 月、火、木、金曜日 9時～15時30分 (11時30分～13時を除く) ネット予約必須	著しく油分が付着していないこと。 有機物質が付着していないこと。 搬入車両の制限：最大積載料4tまで	6.8 km
陶器くず	一般財団法人宇治廃棄物 処理公社	12月31日～1月3日を除く 月、火、木、金曜日 9時～15時30分 (11時30分～13時を除く) ネット予約必須	著しく油分が付着していないこと。 有機物質が付着していないこと。 搬入車両の制限：最大積載料4tまで	6.8 km

※上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。

なお、発注者の提示する施設と異なる場合については監督職員に報告するものとする。

(舗装版切断作業時に発生する排水処理)

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、適正に処理するものとする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき、産業廃棄物の排出事

業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

(建設発生残土の搬出)

1 建設発生土については、株式会社清水工業に運搬するものとする。

なお、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社において、受入れが可能となった場合には、処分先を一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に変更するものとする。これに伴う残土処分費(運搬費含む)及び土壌調査費については監督職員と協議を行うこと。

2 前条に関しての受入条件は、下記のとおりとする。

(1) 受入不適なもの

ゴミ・ガラ等異物混入土及び汚染土壌の場合

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離
建設発生土	株式会社清水工業	8時30分～17時00分		8.4 km

※上記については、積算上の条件明示であり、受入施設を指定するものではない。

(残土及び産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「残土処理計画書(報告書)」及び「廃棄物処理計画書(報告書)」及び添付書類を提出すること。なお、添付書類は以下によるものとする。

	残 土 処 理	廃 棄 物 処 理
計画	○残土処理計画書	○廃棄物処理計画書
	○処分地の位置図及び経路図	○処分地の位置図及び経路図
		○産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
		○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)
	○土質調査を実施する場合、土質試験結果の写し	○産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し
	○「契約書の写し」または「受入承諾書」	
	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量	○仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量
○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地	
変更	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要	○当初計画から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要

	<p>○当初計画書から処分地が変更の場合 残土処理変更計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」または「受入承諾書」 	<p>○処分地の変更（当初計画書からの変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し <p>○運搬方法の変更（当初契約書からの変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
報告	<p>○残土処理報告書</p> <p>○受入証明書 （受け入れたことを証明する書類） ※運搬チケットの写し等は不要</p> <p>○写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 	<p>○廃棄物処理報告書</p> <p>○「運搬管理表」または「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等</p> <p>○写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 <p>【自己運搬処理の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物運搬車、業者名 <p>【委託運搬処理の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号

（再生資源利用計画）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第24条 建設副産物 4.再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令

等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（受領書の交付）

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入する場合は、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（再生資源利用促進計画）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 5.再生資源促用促進計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等）

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（建設発生土の運搬を行う者に対する通知）

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第 3 条再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第 4 条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(計画書及び実施書の様式及び保管)

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第24条 建設副産物 8.計画書及び実施書の様式及び保管」については、以下のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開「再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)」

上記に掲載の再生資源利用[促進](計画書・実施書)(EXCEL形式)を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。(建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。)

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離
枝葉 (一般廃棄物)	城南衛生管理組合 (リサイクルセンター長 谷山) 0774-53-3581	8時30分~16時00分 (12時から13時は除く)	受入休止日 土、日曜日、祝日	6.4 km
除草ゴミ (一般廃棄物)	城南衛生管理組合 (クリーン21長谷山) 0774-52-3581	8時30分~16時00分 (12時から13時は除く)	受入休止日 土、日曜日、祝日	6.4 km

(産業廃棄物の仮置き)

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

(産業廃棄物税)

平成 17 年 4 月 1 日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

監督職員による
検査及び立
会い等

(段階確認・立会確認)

受注者は、監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式 16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式 17-1）によるものとする。また、「段階確認」及び「立会確認書」（確認を含む）には確認内容が把握できる写真を添付すること。

立会確認において、埋設物管理者との立会いが必要な場合は、受注者が各埋設物管理者に立会いを求めるものとし、実施内容（立会者、立会資料、立会写真）を添付し、監督職員に提出するものとする。ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

(材料確認)

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書」（様式 15-1）によるものとする。また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

施工管理

(品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表

及び監督職員の指示により実施するものとする。なお、これにかかる費用は共通仮設費に含まれる。

品質試験項目

工 種	種 別	試験項目	試験頻度	試験方法
砂基礎（再生コンクリート砂）	材料	六価クロム溶出試験		環境庁告示第46号

(規格値)

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値、下水道土木工事必携(案)によるものとするが、次の工種については、下表のとおりとする。

①出来形規格値

工 種	項 目	規 格 値	適 用
表層工	面積	設計値以上	舗装展開図作成

②品質規格

工 種	項 目	規 格 値	適 用
砂基礎（再生コンクリート砂）	六価クロム	0.05mg/l 以下	

(写真管理基準)

別表 2 撮影箇所一覧表（参考）に基づき工事写真帳を整理し、施工完了後原則 1 週間以内に数量計算書と併せて提出するものとする。

工事中の
安全確保

(安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、宇治市共通仕様書の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

・工事請負契約書(第51条)

・建設業法令遵守ガイドライン(令和6年12月 国土交通省)

・建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月 建設省)

・新しい建設業法遵守の手引((財)建設業適正取引推進機構)

(標示板の設置)

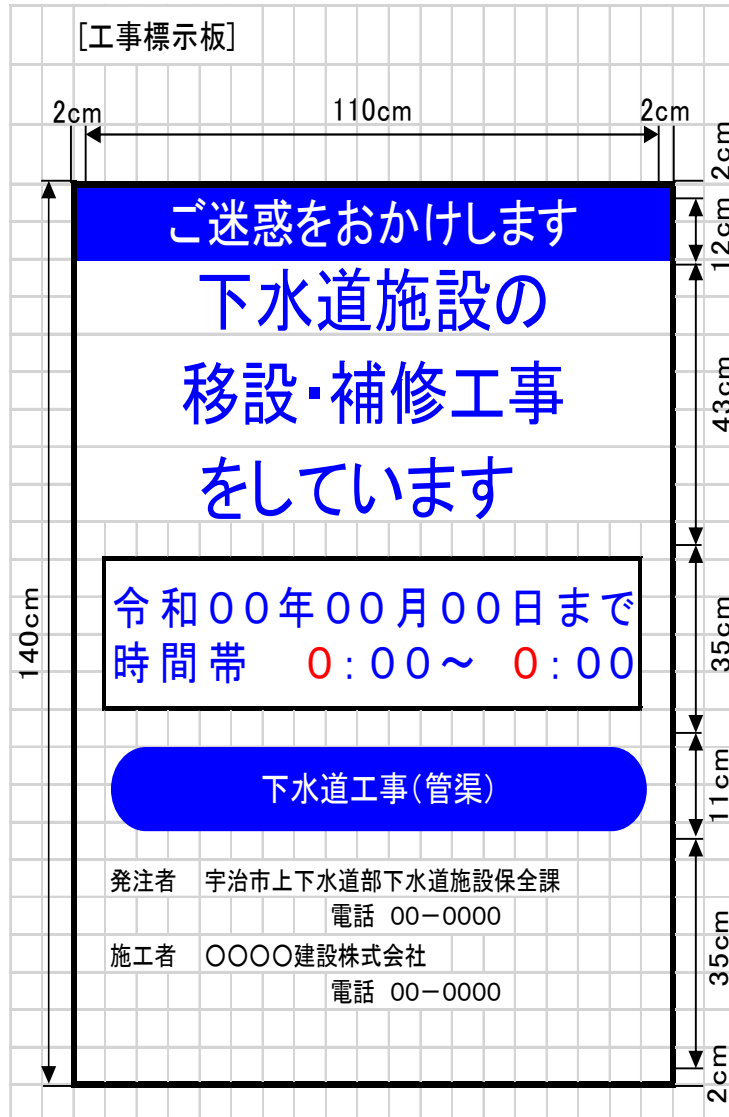
受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：下水道施設の移設・補修工事をしています。

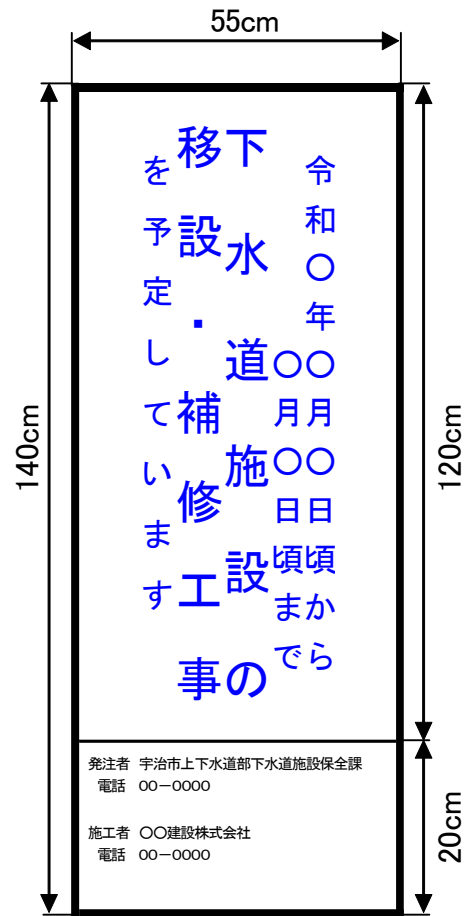
工事種別：下水道工事(管渠)

(標示板の記載例)

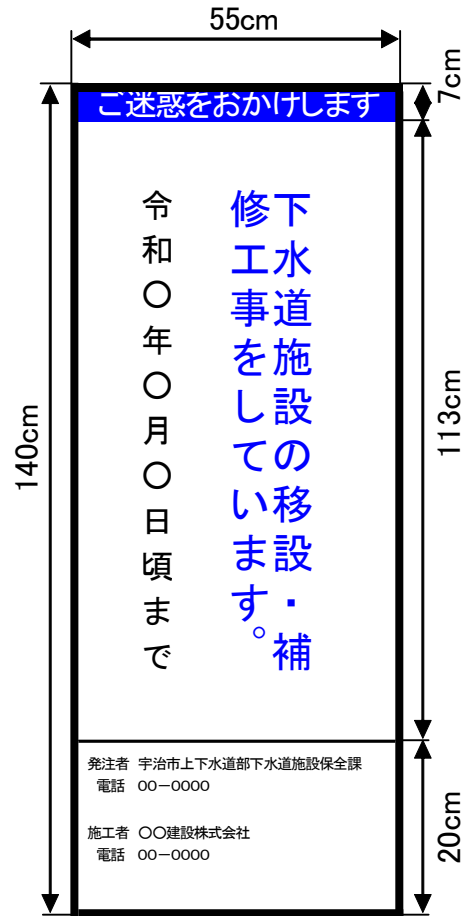


設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合は、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格 色彩 等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、例のとおりとする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・線の余白は、2cm、縁線の太さは、1cm、区画線の太さは、0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

[工事情報看板]



[工事説明看板]



【工事情報看板】

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの期間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、遠藤住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、例のとおりとする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路路上に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けけること。
適用	・1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については、設置しない。 ・設置の要否は、沿道環境を考慮し個別に判断すること。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

【工事説明看板】

設置期間	・路上工事を開始から路上工事を完了するまでの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、例のとおりとする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路路上に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けけること。
適用	・1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については、設置しない。 ・設置の要否は、沿道環境を考慮し個別に判断すること。

交通安全管理

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

(交通誘導警備員の有資格者)

交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）に基づき、必要に応じて交通誘導警備検定合格者（1 級または 2 級）を規制箇所毎に 1 名配置することとする。

ただし、所轄警察署との打ち合わせの結果、交通誘導警備検定合格者（1 級または 2 級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

受注者は、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督職員に提出するものとする。交

施工機械の
指定

(施工機械の指定)

本工事の下記工種の施工にあたっては、下記の表により施工すること。

工 種	機 械 名	指定規格	備 考
機械掘削	バックホウ	平積 0.1 m ³ 平積 0.2 m ³	排出ガス対策型
残土運搬	ダンプトラック	2 t、4 t	
コンクリート殻運搬	ダンプトラック	2 t、4 t	
アスファルト殻運搬	ダンプトラック	2 t、4 t	

環境対策
(施工機械の
指定)

(低騒音型の使用)

本工事の施工に当たって、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づく、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域で施工する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。

※ 生活環境を保全する必要がある場合

学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲（概ね80m程度）又は、地元関係上必要と認められる場合。

環境対策

(環境等の保全)

- ・ 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- ・ 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

- ・ 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- ・ 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。
- ・ 粉じん、臭気、宅内逆流噴出等について対策を講じなければならない。

(仮設トイレの設置)

工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

文化財の保護

(文化財の保護)

本工事は市内一円で施工を行うため、必要に応じて監督職員及び埋蔵文化財調査職員と十分打合せを行い、文化財の保護に努めるものとする。現地での調査が必要となった場合は、調査に協力すること。

施工時期及び
施工時間の
変更

(施工時間)

工事の作業時間は、原則として9:00~17:00(昼間)・21:00~6:00(夜間)を厳守すること。ただし、道路管理者・所轄警察署・地元等との協議により変更する場合がある。

また、同日内に昼間・夜間作業を原則行わないこと。

ただし、緊急を要する場合は、監督職員と協議を行い、指示に従うこと。

保険の付保
及び事故の
補償

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間(着工から目的物引渡し予定日)とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするかまたは年間に付する総括契約とするかを問わない。

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

仮設工

(任意仮設)

本工事において、工事目的物を施工する上で必要となる仮設は任意仮設であり、標準図(別紙)の仮設標準図は標準的工法を示した参考図である。受注者は、採用する仮設の図面・構造計算書・施工方法等を監督職員に提示し、確認を得なければならない。(参考図により施工を行う場合を含む。)

材料及び施工

(再生資材の利用)

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議行うこと。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤	
	RC-40	路床、路体	※購入土の場合
	RC-40	構造物の基礎	
再生粒度調整碎石	RM-30	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	再生アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスコン	基層・中間層	
	再生密粒度アスコン	表層	
再生コンクリート砂	RC-10 もしくは RC-5	基礎、防護(本管・取付管)	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1) 上表再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」(平成6年4月11日建設省技調発第八八号)によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

(埋戻し材料について)

本工事における埋め戻し材料は、RC-40 とする。

(再生コンクリート砂を使用する場合の環境対策)

再生コンクリート砂を使用する場合は、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壤汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日付け環境庁告示46号)によるものとする。試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事1購入先当たり1検体の試験を行う。

(再生生コンクリートの使用)

再生生コンクリートのJISA5023(砕石骨材Lを用いたコンクリート)を使用する場合は、捨コン等高い強度や高い耐久性が要求されない用途のみとする。

(マンホール蓋取替)

マンホール蓋取替工については、マンホール蓋周囲の舗装版を専用機材で切断する撤去設置工法(円形工法)及び開削工法を用いて施工するものとする。

アスファルト
舗装工

(アスファルト混合物事前審査制度)

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

無筋・鉄筋 コンクリート 配合	<p>(コンクリートの水セメント比)</p> <p>受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。</p> <p>水セメント比の上限値の変更に伴い止むを得ない場合には、呼び強度を変更しても構わない。</p> <p>また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能A E 減水剤の使用等の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとする。</p>
養生	<p>(コンクリートの養生)</p> <p>コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中(暑中)コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して監督職員の承諾を得るものとする。また、コンクリート打設時に外気温度を測定することはもちろんのこと打設後の養生期間についても外気温度を測定すること。</p>
事前調査 ・測量	<p>(用地境界杭、境界プレート等について)</p> <p>用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。</p> <p>(街区基準点について)</p> <p>街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。</p>

提出書類

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納入書等の原本が写し、又は出荷証明書等のそれに代わる適切な資料を提出し発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
交通誘導警備員		

(完成図書の提出)

完成図書は、発注者の定める書式により下記の図書を提出すること。

・取付管交換等

① 平面図、② 取付管調書、③ 施工写真、④ 台帳補正用施工写真、⑤ 数量計算書

・マンホール蓋交換等

① 平面図、② マンホール鉄蓋交換報告書、③ 施工写真、④ 台帳補正用施工写真、⑤ 数量計算書

・公共汚水ます交換等

① 平面図、② 取付管調書、③ 施工写真、④ 台帳補正用施工写真、⑤ 数量計算書

・本管移設等

① 出来形成果表、② 平面縦断出来形図、③ マンホール調書、④ マンホール出来形調書、

⑤ マンホール出来形図(2号マンホール以上)、⑥ マンホールオフセット図⑦施工写真

・舗装本復旧

① 平面図、② 施工写真、③ 数量計算書

・その他

監督職員が指示した図書

※数量計算書については、施工完了後原則1週間以内に提出すること。

(完成図書の作成方法等)

本工事は、完成図書の作成方法や整理方法等について、監督職員と協議しなければならない。

その他

(個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、速やかに監督職員に報告するとともに受注者が責任を持って対処すること。

(関係機関協議)

関係機関との協議及び地元調整、事業の損失補償は、受注者が責任をもって対処すること。

(関連工事の調整)

工事区域内または近接して他の工事（民間工事を含む）がある場合は、工程・通行規制及び工事車両の搬出入等において、十分に調整すること。

(地元調整等について)

連絡調整及び工事説明用資料（工事案内ビラ等）の作成・配布等は、受注者が行うものとする。なお、書類等を配布・提出する前には、必ず監督職員に提出し、確認を得なければならない。

(使用材料)

本工事における使用材料は、日本下水道協会認定工場で製造されたⅠ類資器材指定品及びⅡ類資器材登録品とする。また規格品以外を使用する際には監督職員の承諾を得なければならない。

なお、マンホール蓋において次世代型マンホール蓋を使用する箇所については、監督職員より指示する。

(安全関係)

1. 地下埋設物件については、各占有者との現地立会等により当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分協議を行い、その結果を反映した施工方法について、工事打合簿により監督職員と協議すること。また、施工中、予想外の埋設物が認められ、事前に取り決めた保安対策が実施できない場合は、監督職員に報告し、その指示を受けて施工すること。なお、地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
2. 架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合は、労働安全衛生法規則 349 条等により（感電事故防止について）、事前に当該管理者と協議し必要な保安措置を行うこと。

(熱中症による労働災害の防止)

「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を行う場合、労働安全衛生規則に基づき、以下の対応を施工計画書へ記載のうえ実施すること。

- (1) 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
- (2) 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速にかつ的確な判断が可能となるよう、
 - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

(全般)

1. 受注者は、工事用水及び工事中に発生する地下水、雨水、土砂等を一切既設人孔に流してはならない。既設人孔への接続は、その対策について監督職員の確認を得た後に行うこと。また、既設側溝等に放流する場合は、土砂流出防止対策を行うこと。
2. マンホール蓋において、マンホール深が 2.0 m 以上となる場合はロック付転落防止梯子を設置すること。
(別紙) に標準図を添付する。

(現場調査について)

発注者から補修等に関する通報を受けた場合は、速やかに現地調査を行い、施工箇所の確認を行うこと。また、調査完了後は調査結果を発注者に速やかに連絡し協議を行うこと。

なお、調査の結果、補修等が必要な箇所が排水設備側であった場合は、必要に応じて所有者等に説明（自己負担であることを含む）・対応を行うものとする。

(その他)

この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者、受注者の双方が協議のうえ、定めることとする。
以下（別紙）に標準図、撮影箇所一覧表（参考）を添付する。

目次

標準図

図面番号	図面名称
1	鉄筋コンクリート製1号組立マンホール
2	特1号組立マンホール（方円形・楕円形）
3	小型レジンマンホール
4	硬質塩化ビニル製小型マンホール
5	管布設工（硬質塩化ビニル管）
6	副管工（小型レジンマンホール）
7	取付管及び標準公共汚水ます設置工
8	取付管及び特殊公共汚水ます（その1）設置工
9	特殊公共汚水ます（その2）設置工、取付管止め設置工
10	公共汚水ます蓋
11	取付管のマンホール接続工
12	宇治市型鋳鉄製マンホール蓋（小型レジンマンホール）
13	宇治市型鋳鉄製防護蓋（硬質塩化ビニル製小型マンホール）
14	宇治市型鋳鉄製マンホール蓋
15	インバート施工図

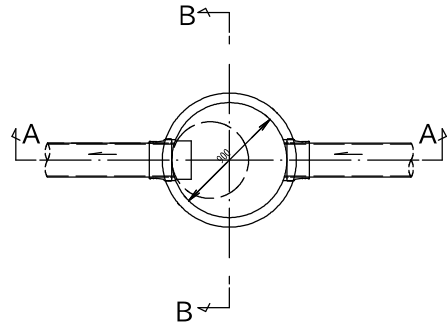
※現場条件等で本標準図が適用できない場合は別途協議すること。

参考図

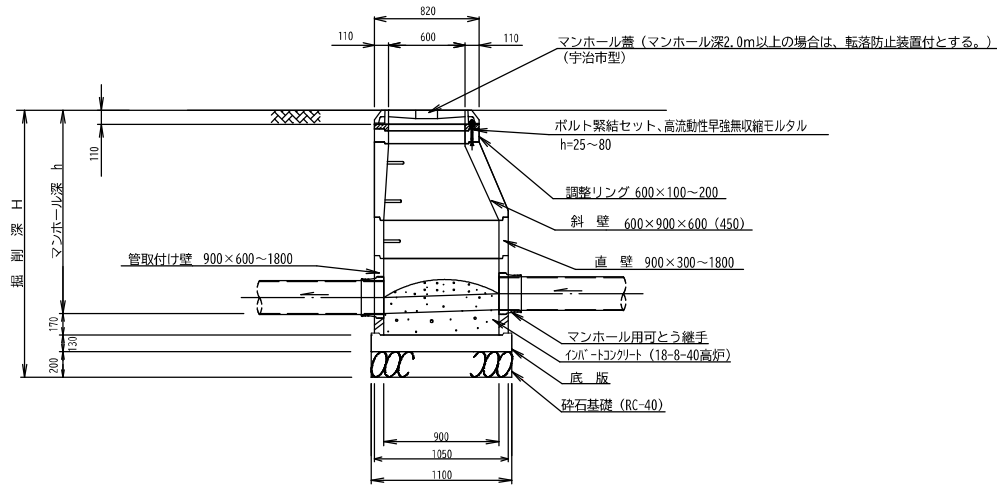
図面番号	図面名称
16	管路土留工（参考図）
17	鋳鉄製マンホール蓋改良工（参考図）
18	内副管工構造図（参考図）

鉄筋コンクリート製1号組立マンホール S=1:40

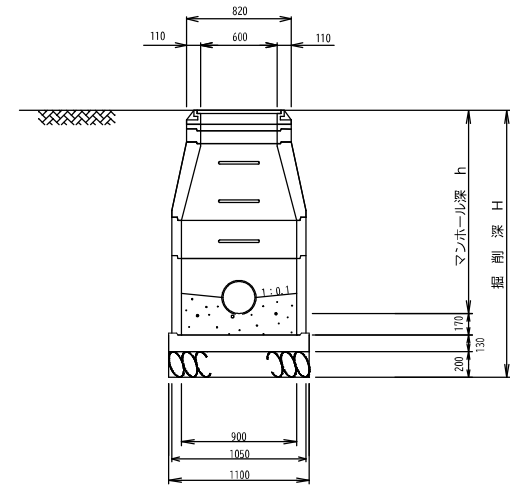
平面図



A-A断面図



B-B断面図

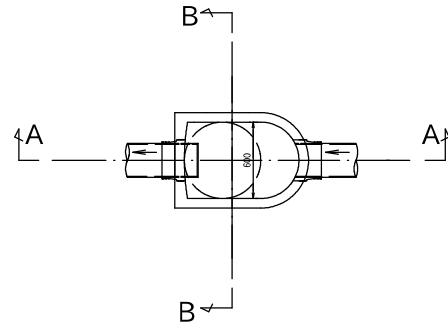


※I類資器材指定品 (JSWAS A-11・G-4) ・II類資器材登録品とする。
 ※底板は、フラット底板又は、底板一体型管取付け壁を使用すること。
 ※上流管きよと下流管きよの最大ステップ値は下流管径以下とするが、円滑な流下を図るため、必ずインパートを設けること。
 ※既設マンホールに接続する場合においても、必ずマンホール用可とう継手を設置すること。

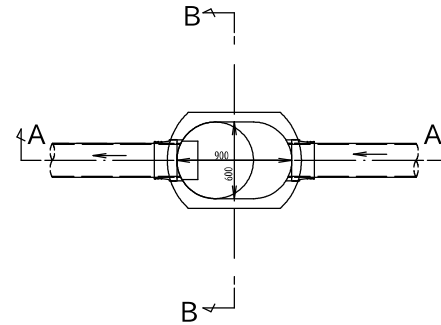
工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	鉄筋コンクリート製1号組立マンホール
縮尺	図示
撰長	原 査 設 計 製 図 写 真
月 日	月 日 月 日 月 日 月 日
図面流水番号	1

特1号組立マンホール (方円形・楕円形) S=1:40

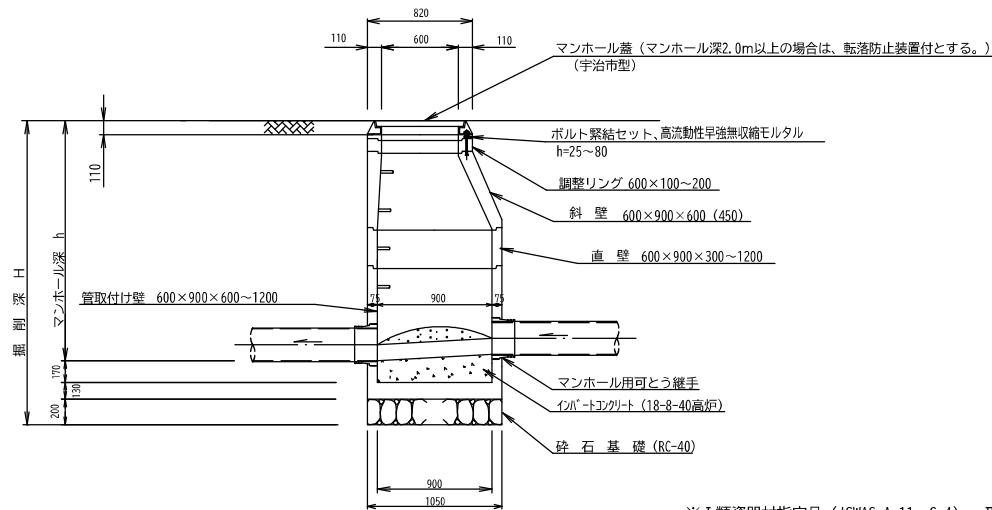
平面図
(方円形)



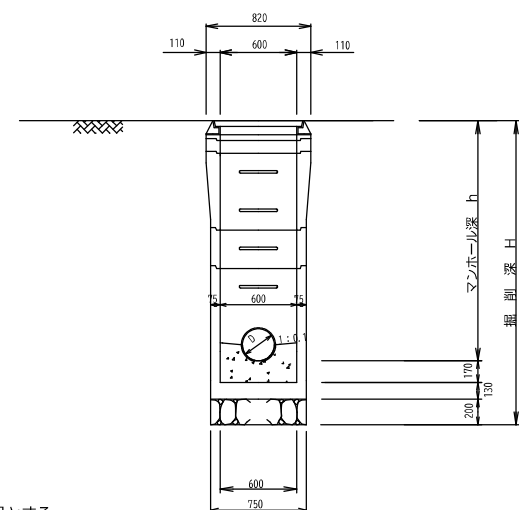
平面図
(楕円形)



A-A断面図
(方円形・楕円形共通)



B-B断面図
(方円形・楕円形共通)

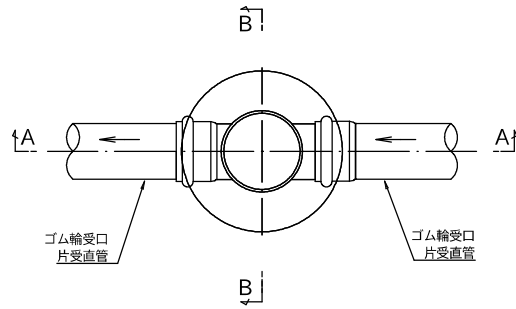


※ I 類資器材指定品 (JSWAS A-11・G-4) ・ II 類資器材登録品とする。
 ※ 本図の製品形状は参考例であり、製品を指定するものではない。
 ※ 底版は、フラット底版又は、底版一体型管取付け壁を使用すること。
 ※ 上流管きよと下流管きよの最大ステップ値は下流管径以下とするが、円滑な流下を図るため、必ずインパートを設けること。
 ※ 既設マンホールに接続する場合においても、必ずマンホール用可とう継手を設置すること。

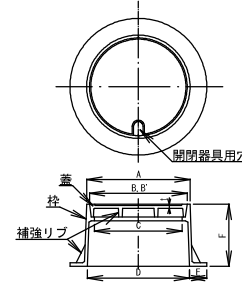
工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	特1号組立マンホール (方円形・楕円形)
縮尺	図示
課長	課長
図面設計	図面設計
製図	製図
実測	実測
年月日	年月日
図面流次番号	2

硬質塩化ビニル製小型マンホール S=1:20

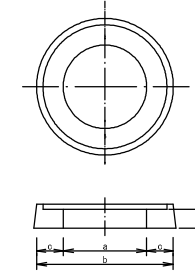
平面図



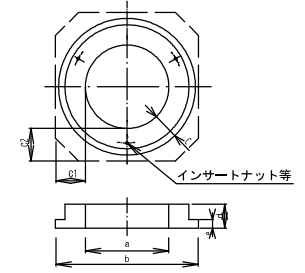
防護蓋



台座 (蓋高さ150mm)



台座 (蓋高さ110mm)



【標準型防護蓋T-25, T-14 寸法表】

立上り管 呼び径	高さ (mm)	台座の材質	寸法 (mm)					
			φA	φB	φB'	φC	φD	
300	110	レジンコンクリート・繊維コンクリート	401	386	360	400	40	5
	150	既設アスファルト・レジンコンクリート						

※Bは蓋の外径、B'は枠の内径を示す。

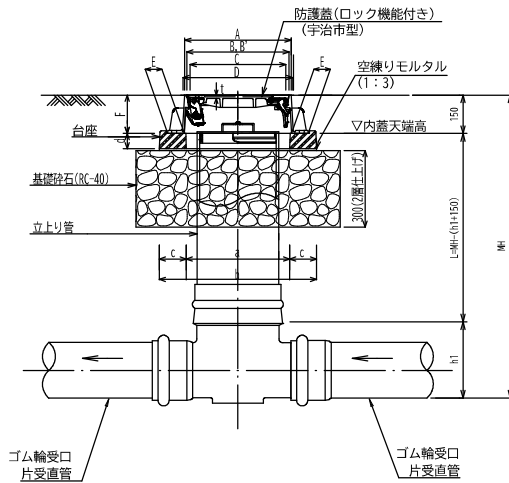
【標準型台座PB25A, RB25A (蓋高さ150mm) 寸法表】

立上り管 呼び径	蓋高さ	寸法 (mm)				
		a	b	c	d	
300	150	230	170	80	15	

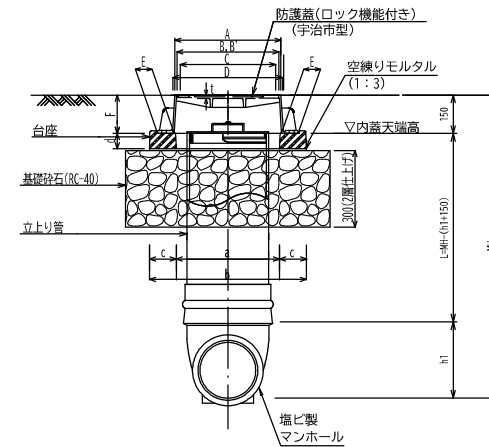
【標準型台座PBA, CBA (蓋高さ110mm) 寸法表】

立上り管 呼び径	蓋高さ	寸法 (mm)							
		a	b	丸型 径	角型 径	d	e	φ	φ
300	110	230	170	80	70	90	95	25	

A-A断面図



B-B断面図

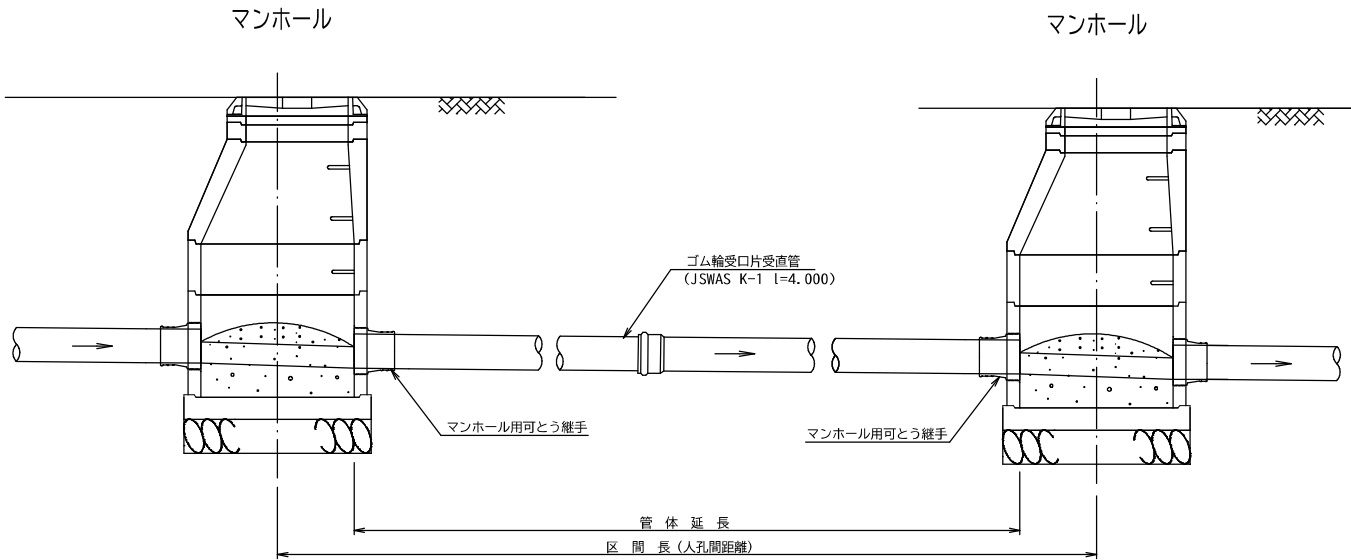


- ※I類資器材指定品 (JSWS K-1・K-7・K-9・G-3) とする。
- ※立管天端から基礎砕石天端までの寸法が70mm以上になる場合は、立上り管天端から50mm下がりまで砂を充填する。
- ※舗装厚さ10cm以下の市道及び歩道に使用する。
- ※国道、府道の車道には使用しない。
- ※道路勾配が平坦な箇所 (概ね10%以下) に使用する。
- ※高さ110mmの防護蓋は、コンクリート製又は、レジンコンクリート製台座に緊結する。
- ※上流管きよと下流管きよに段差が生じる場合、会合点には使用しないこと。
- ※内蓋はGLより150mm下がりの位置になるように施工する。

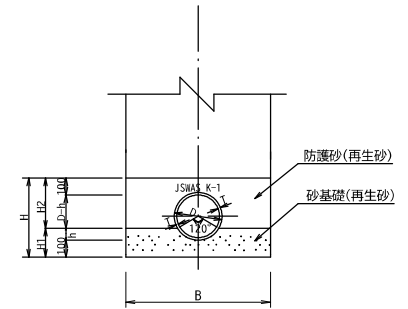
工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	硬質塩化ビニル製小型マンホール
縮尺	図示
課長	照査
設計	製図
写図	
月 日	月 日
月 日	月 日
図面追加番号	4

管布設工（硬質塩化ビニル管） S=1:30

縦断面図



断面図



寸法表

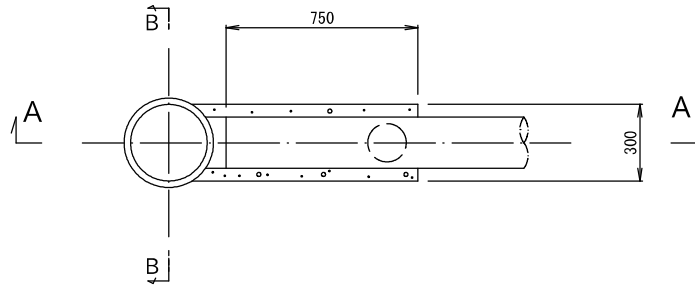
単位(mm)

呼び径	肉厚 (T)	外径 (D)	h	H	H1	H2	基礎幅 (B)
150	5.1	165.0	41.3	365.0	141.3	223.7	550
200	6.5	216.0	54.0	416.0	154.0	262.0	800
250	7.8	267.0	66.8	467.0	166.8	300.2	800
300	9.2	318.0	78.5	518.0	178.5	339.5	1000
350	10.5	370.0	92.5	570.0	192.5	377.5	1050

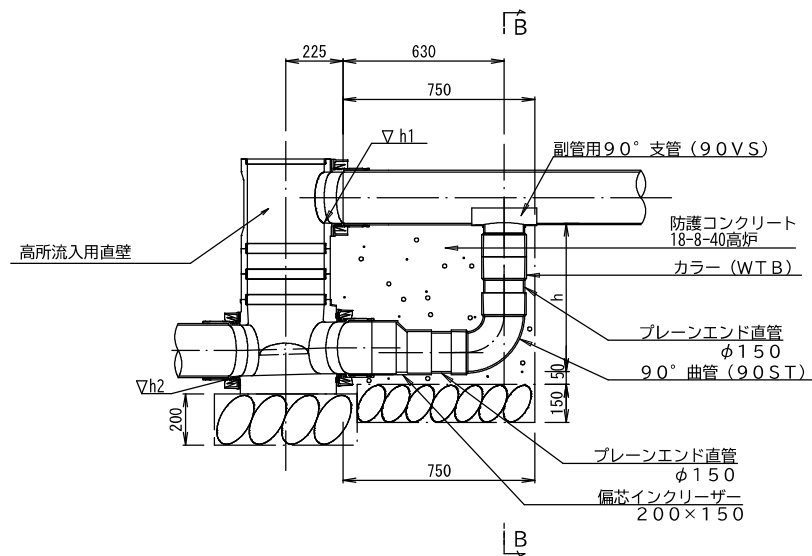
工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	管布設工（硬質塩化ビニル管）
縮尺	図示
撰長	照査 設計 製図 写図
月 日	月 日 月 日 月 日 月 日
図面添付番号	5

副管工 (小型レジンマンホール) S=1:20 (本管φ200 副管φ150)

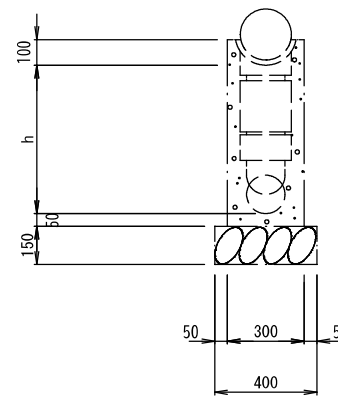
平面図



A-A断面図



B-B断面図

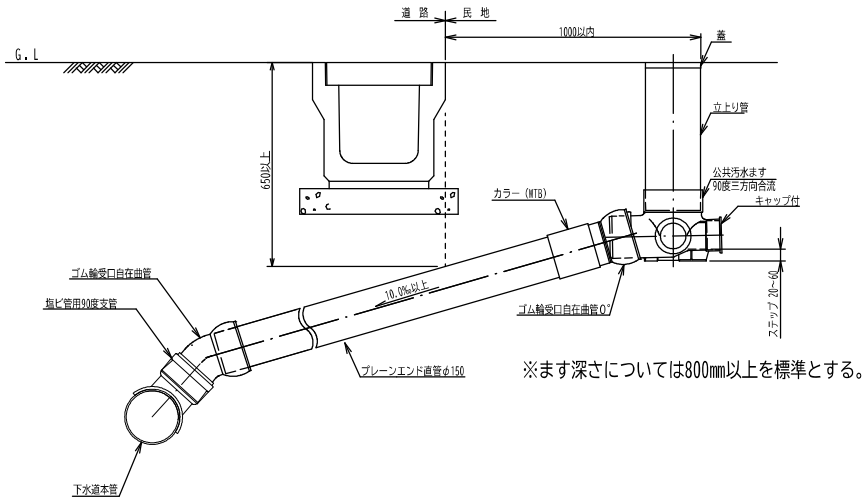


※I類資器材指定品 (JSWAS K-1) とする。
※上流管きよと下流管きよの段差が、0.6m以上の場合のみ適用する。

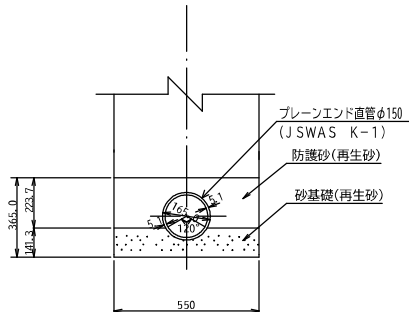
工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	副管工(小型レジンマンホール)
縮尺	図示
撰長	照査
設計	製図
実図	
月日	月日
月日	月日
月日	月日
図面流次番号	6

取付管及び標準公共汚水ます設置工 S=1:20

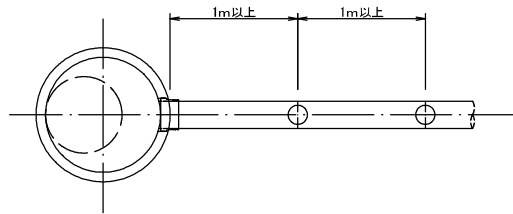
ます径200 横型 公共汚水ます標準図



断面図

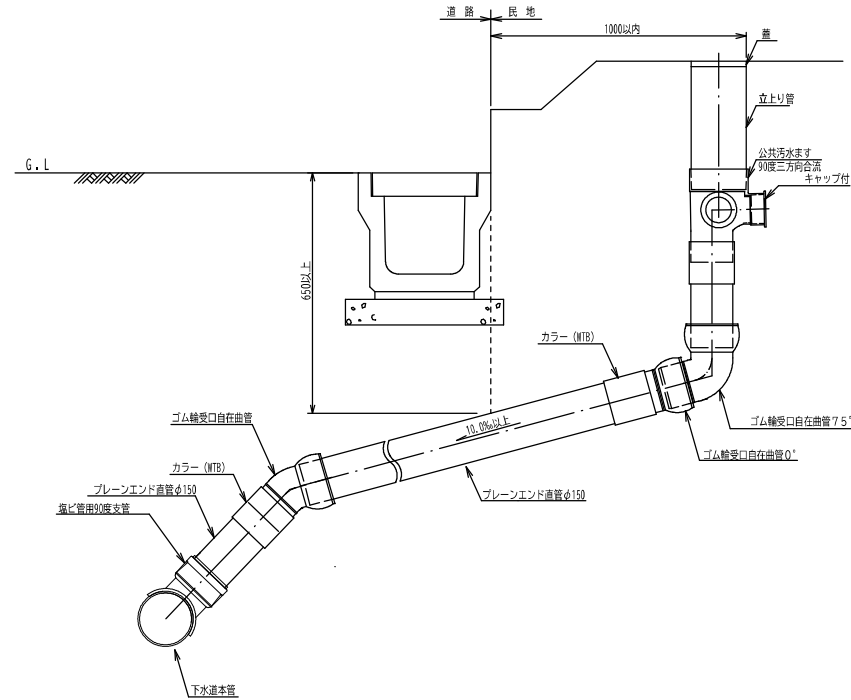


取付管せん孔位置



※I類資器材指定品 (J-SWAS K-1・K-7) とする。
 ※防護蓋を設置する場合は、硬質塩化ビニル製内蓋を設置すること。
 ※防護蓋の設置(開閉方向)について、原則、開閉作業が道路側からできるように蝶番の位置を宅地側にする。ただし、開閉作業に支障が想定される場合は、監督職員と協議すること。
 ※直管部 (立上り管除く) については、プレーンエンド直管もしくはゴム輪受口片受け直管 (SRA・SRB) を使用すること。

ます径200 縦型 公共汚水ます標準図

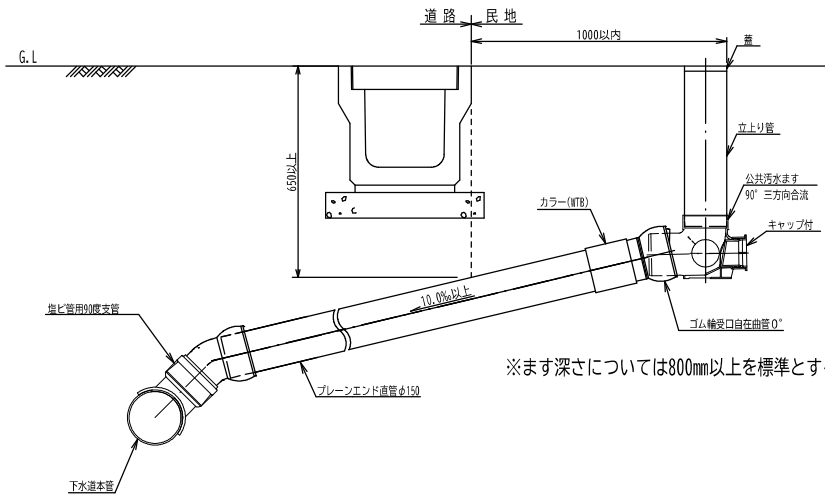


工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	取付管及び標準公共汚水ます設置工
縮尺	図示
製 図 者	
検 査 者	
日 付	年 月 日
日 付	年 月 日
日 付	年 月 日
日 付	年 月 日
図面追次番号	7

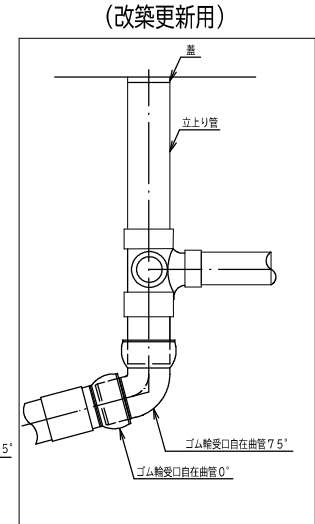
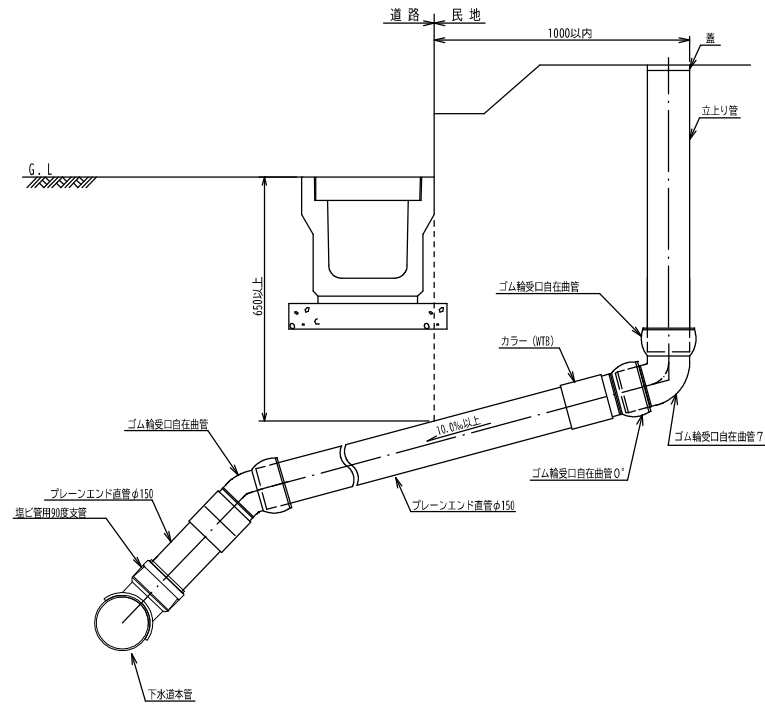
取付管及び特殊公共汚水ます（その1）設置工 S=1:20

ます径150 横型 特殊公共汚水ます標準図

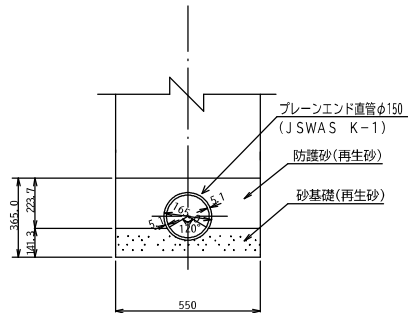
ます径150 縦型 特殊公共汚水ます標準図



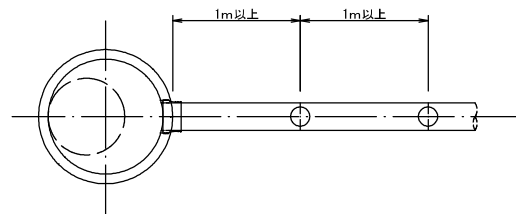
※ます深さについては800mm以上を標準とする。



断面図



取付管せん孔位置

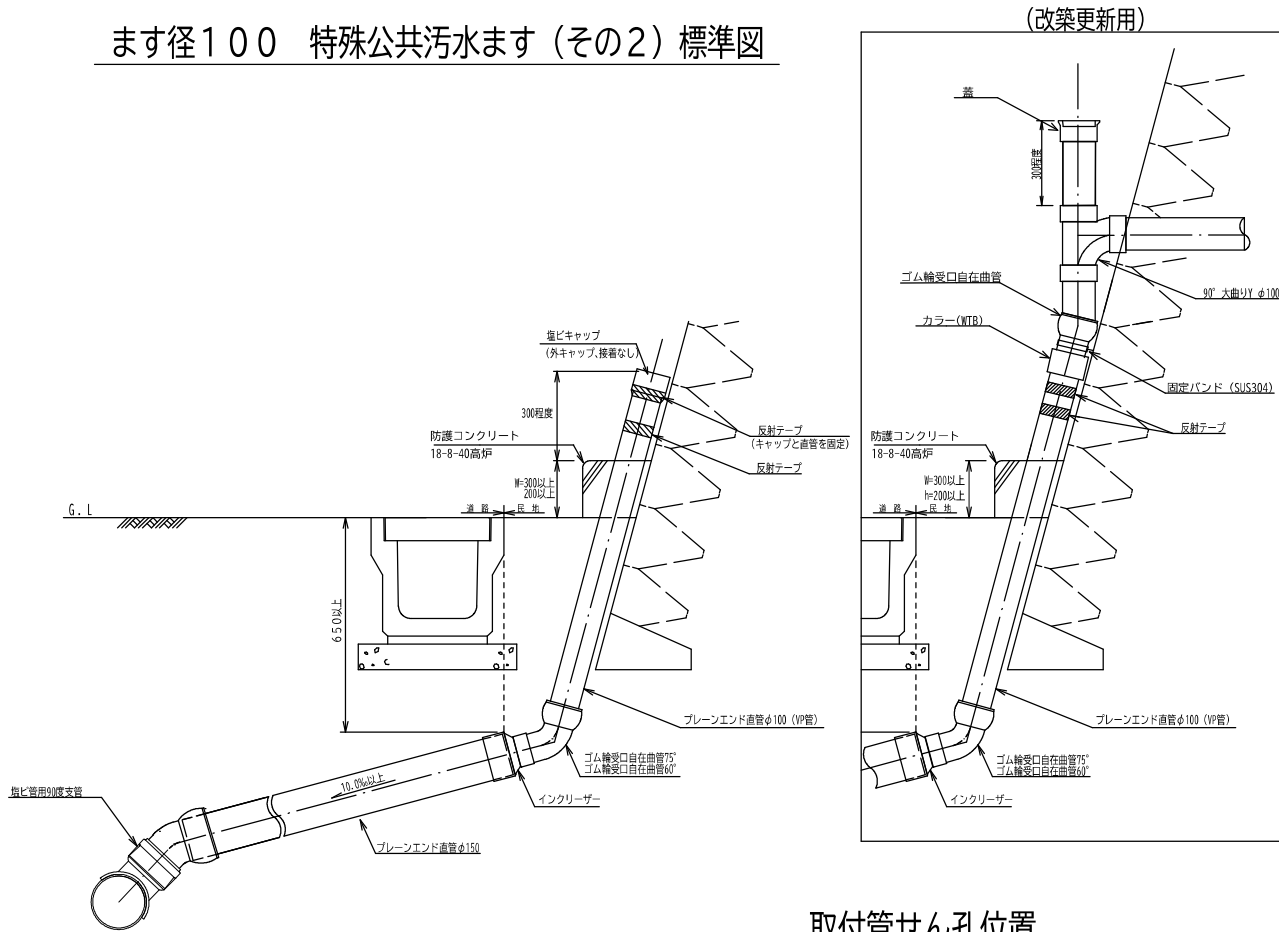


※I類資器材指定品 (JSWAS K-1・K-7) とする。
 ※防護蓋を設置する場合は、硬質塩化ビニル製内蓋を設置すること。
 ※防護蓋の設置(開閉方向)について、原則、開閉作業が道路側からできるように蝶番の位置を宅地側にする。ただし、開閉作業に支障が想定される場合は、監督職員と協議すること。
 ※直管部(立上り管除く)については、ブレンエンド直管もしくはゴム輪受口片受け直管 (SRA・SRB) を使用すること。

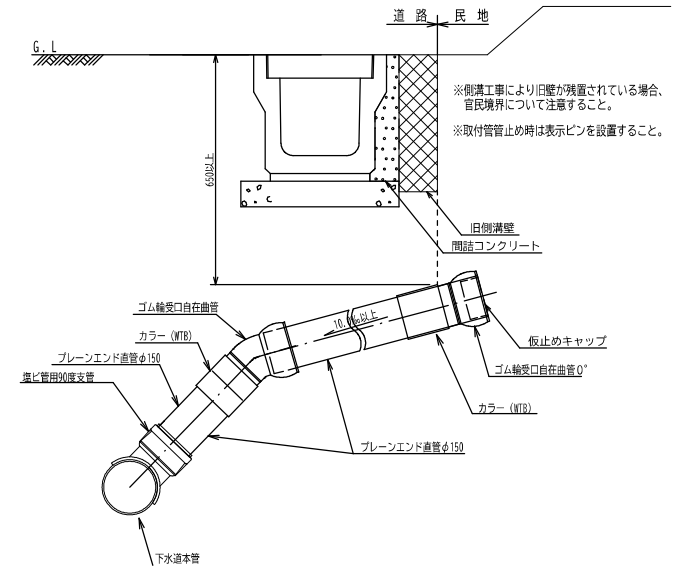
工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	取付管及び特殊公共汚水ます（その1）設置工
縮尺	図示
課長	照査
設計	製図
写図	
年月日	年月日
図面追加番号	8

特殊公共汚水ます (その2) 設置工、取付管止め設置工 S=1:20

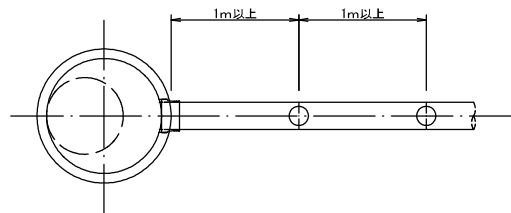
ます径100 特殊公共汚水ます (その2) 標準図



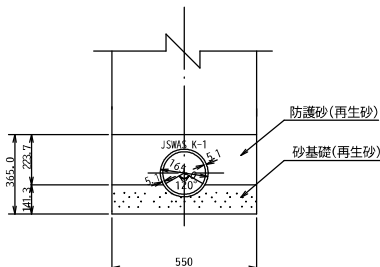
取付管止め標準図



取付管せん孔位置



断面図



※I類資器材指定品(JSWAS K-1)とする。
 ※立上り管(VP管)については日本産業規格(JIS K 6741)とする。
 ※直管部(立上り管除く)については、ブレンエンド直管もしくはゴム輪受口片受け直管(SRA・SRB)を使用すること。
 ※固定バンドについては、立管の高さ及び擁壁の構造等を勘案し、必要に応じて設置すること。

工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	特殊公共汚水ます(その2)設置工 取付管止め設置工
縮尺	図示
課長	課長
図面番	図面番
設計	設計
製図	製図
写真	写真
年月日	年月日
年月日	年月日
年月日	年月日
図面添付番号	9

公共汚水ます蓋 S=1:10

ます径200用蓋

ます径150用蓋

ます径100用蓋

公共汚水ます蓋

防護蓋

公共汚水ます蓋

防護蓋

公共汚水ます蓋

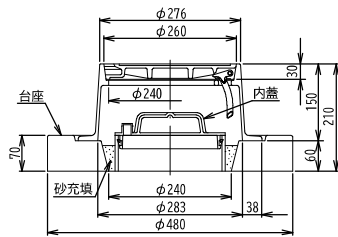
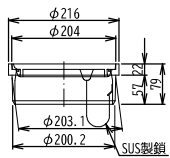
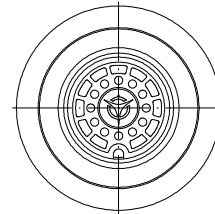
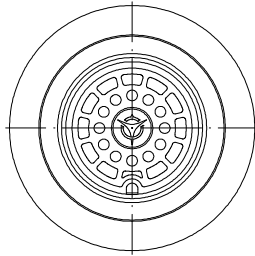
ワンタッチ型
市章入り
(SUS製鎖付)

防護蓋 T14
市章入り

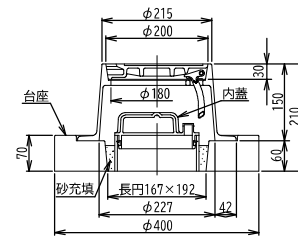
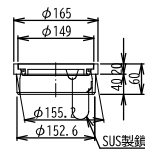
ワンタッチ型
市章入り
(SUS製鎖付)

防護蓋 T14
市章入り

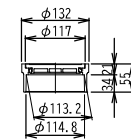
ワンタッチ型
市章入り



※立上り管天端から20mm下がりまで砂を充填する。



※立上り管天端から20mm下がりまで砂を充填する。



※I類資器材指定品 (JSWAS K-7・G-3) とする。

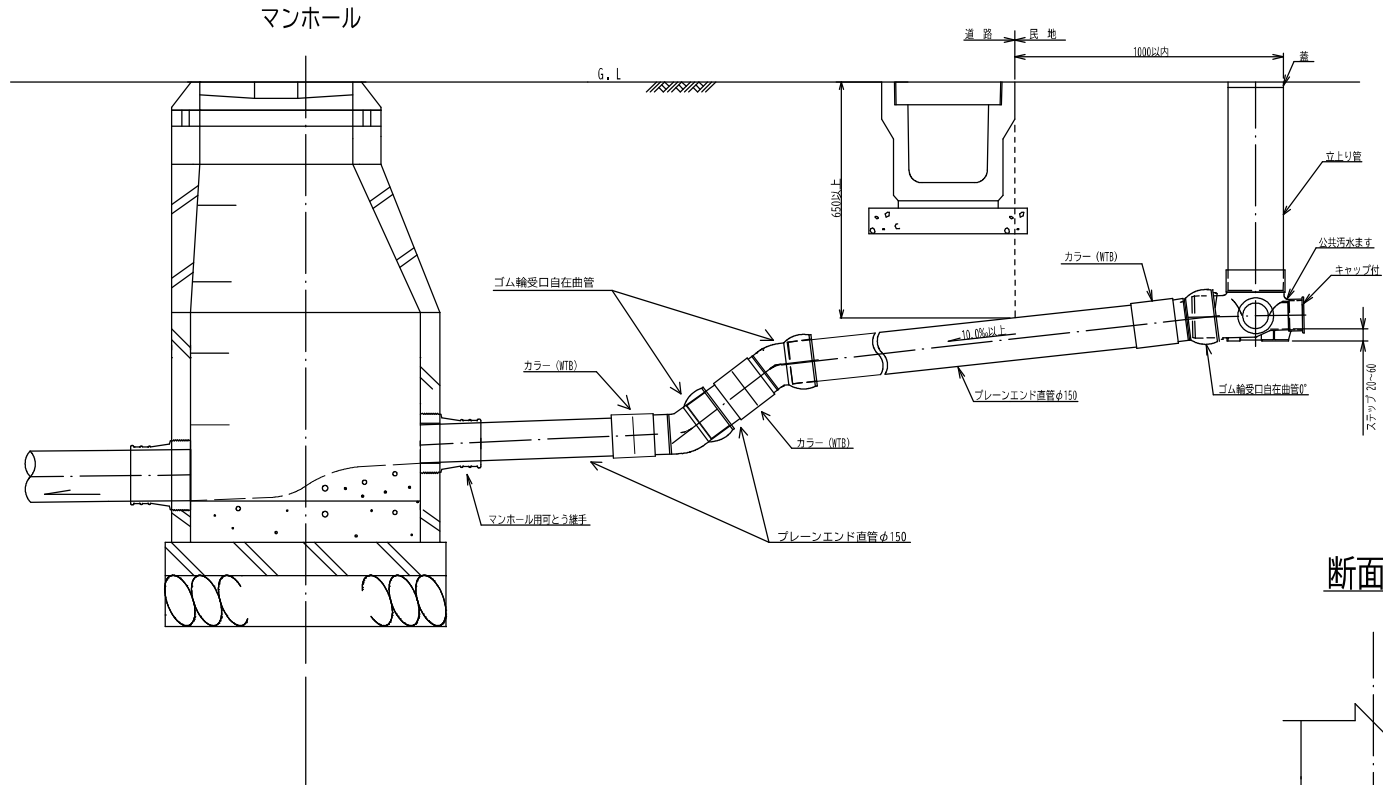
※本図の製品形状は参考例であり、製品を指定するものではない。

※防護蓋を設置する場合は、硬質塩化ビニル製内蓋を設置すること。

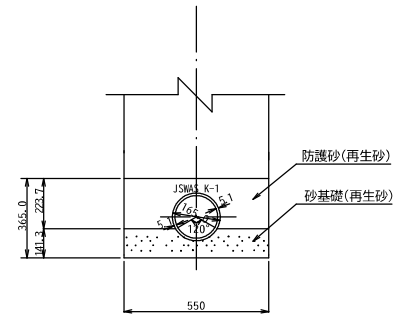
※防護蓋の設置(開閉方向)について、原則、開閉作業が道路側からできるように蝶番の位置を宅地側にする。ただし、開閉作業に支障が想定される場合は、監督職員と協議すること。

工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	公共汚水ます蓋
縮尺	図示
課長	
課長	
設計	
製図	
写図	
月日	月日 月日 月日 月日
図面添付番号	10

取付管のマンホール接続工 S=1:20



断面図



- ※I 類資器材指定品 (JSWAS K-1・K-7) とする。
- ※防護蓋を設置する場合は、硬質塩化ビニル製内蓋を設置すること。
- ※直管部(立上り管除く)については、ブレンエンド直管もしくはゴム輪受口受け直管(SRA・SRB)を使用すること。
- ※下流管口とのステップ(段差)は15cmとすること。
- ※管口削孔はブロックの継目より10cm以上離隔を確保する。
- ※既設マンホールに接続する場合においても、必ずマンホール用可とう継手を設置すること。

工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	取付管のマンホール接続工
縮尺	図示
課長	課長
図取	設計
製図	製図
写図	写図
年月日	年月日
年月日	年月日
年月日	年月日
図面添付番号	11

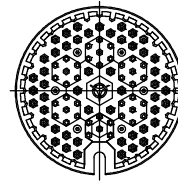
宇治市型鑄鉄製マンホール蓋 (小型レジンマンホール) S=1:10

(JSWAS G-4 呼び径300)

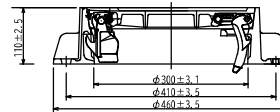
蓋平面図



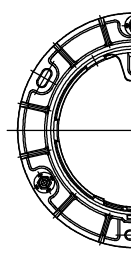
蓋平面図
(スリッパ防止型)



断面図



受枠平面図



※ I 類資器材指定品 (JSWAS G-4) で、且つ、宇治市が認定したものを使用すること。
 ※ 本図の製品形状は参考例であり、製品を指定するものではない。
 ※ 蓋のデザインについては、宇治市デザインを使用すること。
 ※ 車道部は T-25、歩道部は T-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。

工 種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工 事 名					
施工箇所					
図面種類	宇治市型鑄鉄製マンホール蓋 (小型レジンマンホール)				
縮 尺	図示				
課 長	課 長	設 計	製 図	写 真	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	1 2				

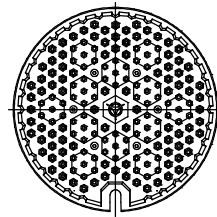
宇治市型鑄鉄製防護蓋（硬質塩化ビニル製小型マンホール） S=1:10

(JSWAS G-3 呼び径300)

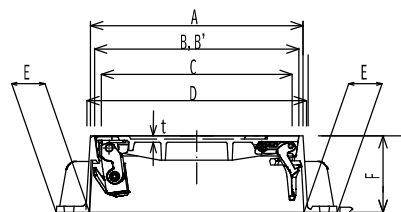
蓋平面図



蓋平面図
(スリップ防止型)



断面図

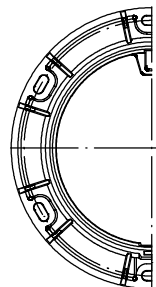


【標準型防護蓋T-25, T-14 寸法表】

(単位: mm)

立上り管 呼び径	高さ (呼び径)	台座の材質	A (最小)	B, B' (最小)	C (最小)	D (最小)	E (最小)	t (最小)
	F							
300	110	レジンコンクリート・鉄筋コンクリート	403	386	360	400	40	6
	150	再生プラスチック・レジンコンクリート						

受枠平面図



※I類資器材指定品(JSWAS G-3)で、且つ、宇治市が認定したものを使用すること。
 ※本図の製品形状は参考例であり、製品を指定するものではない。
 ※蓋は容易に開放できないよう、ロック機能を備えた構造とする。
 ※蓋のデザインについては、宇治市デザインを使用すること。
 ※車道部はT-25、歩道部はT-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。

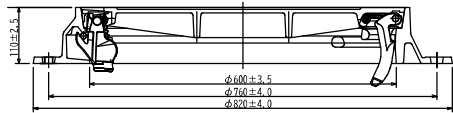
工種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	宇治市型鑄鉄製防護蓋(硬質塩化ビニル製小型マンホール)				
縮尺	図示				
課長	課長	設計	製図	実測	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
図面追次番号	13				

宇治市型鑄鉄製マンホール蓋 S=1:10 (JSWAS G-4 呼び径600)

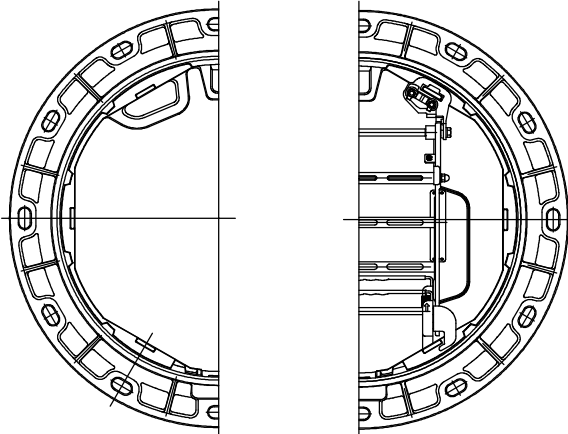
蓋平面図



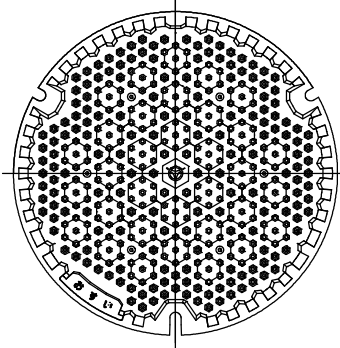
断面図



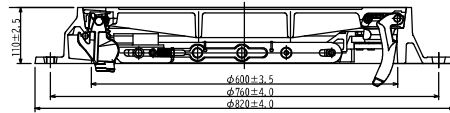
受枠平面図



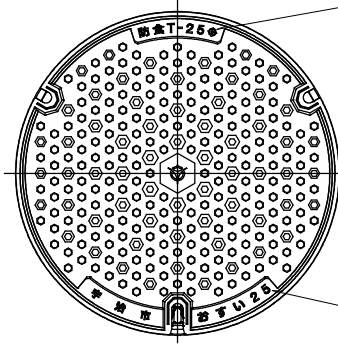
蓋平面図
(スリップ防止型)



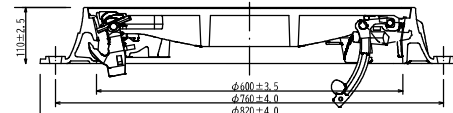
断面図
(転落防止装置付)



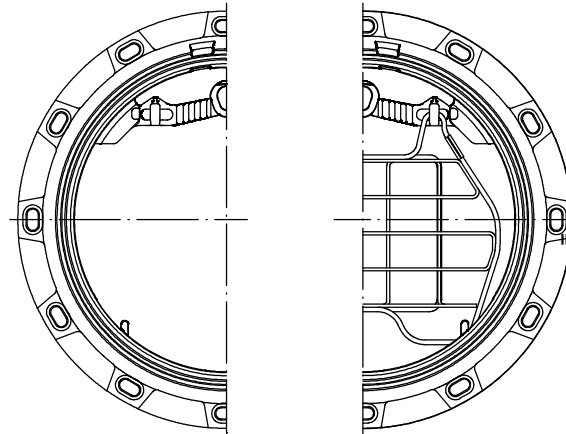
蓋平面図
(次世代型)



断面図 (次世代型)



受枠平面図 (次世代型)



荷重区分
防食仕様の表示
製造業者マーク又は略号

製造年 (西暦下2桁)
排除方式「おすい」

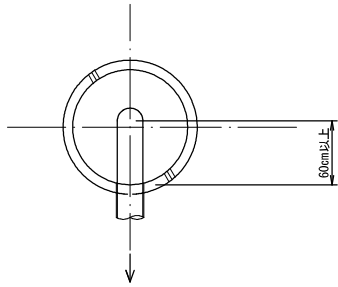
※ I 類資器材指定品 (JSWAS G-4) で、且つ、宇治市が認定したものを使用すること。
 ※ 本図の製品形状は参考例であり、製品を指定するものではない。
 ※ 蓋のデザインについては、宇治市デザインを使用すること。
 ※ 車道部はT-25、歩道部はT-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。
 ※ マンホール深が2.0m以上の場合は、転落防止装置を設置すること。

※ 公益社団法人 日本下水道協会資器材 II 類認定品 (JSWAS G-4) であること。
 ※ 本図の製品形状は参考例であり、製品を指定するものではない。
 ※ 公益財団法人 日本下水道新技術機構発行『アセットマネジメントの実践に向けた次世代マンホール蓋 技術マニュアル』(2024年6月発行)に準拠し、宇治市が認定したものを使用すること。
 ※ 防食性能を有することを目視認識できること。
 ※ マンホール深が2.0m以上の場合は、転落防止装置を設置すること。
 ※ 車道部はT-25、歩道部はT-14を使用すること。ただし、歩道内でも大型車両の交通が見込まれる箇所では、T-25を使用すること。

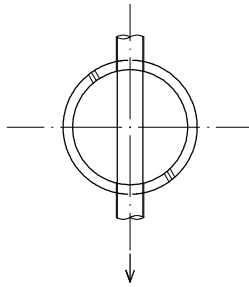
工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	宇治市型鑄鉄製マンホール蓋
縮尺	図示
課長	課長
監査	設計
製図	写図
年月日	年月日
年月日	年月日
図面発注番号	14

インバート施工図

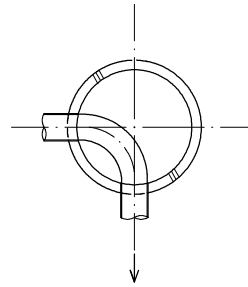
起点



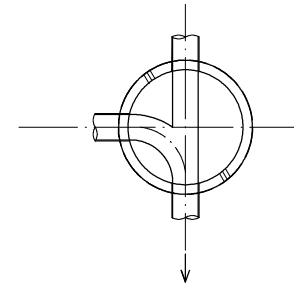
直線



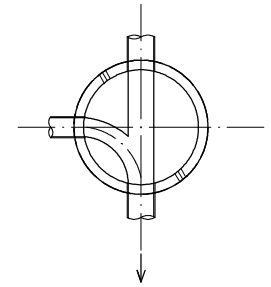
90度



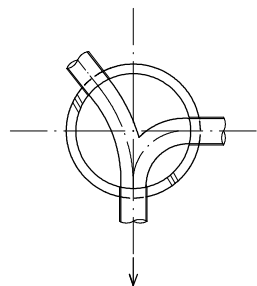
90度流入



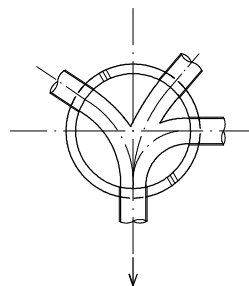
取付管流入



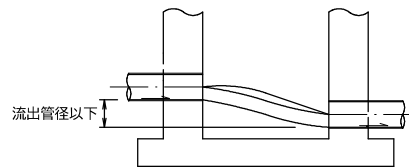
2方流入



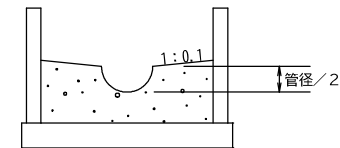
3方流入



段差



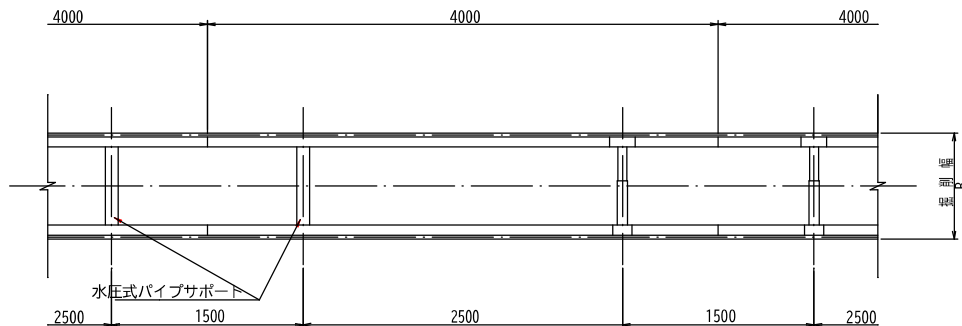
インバート標準断面



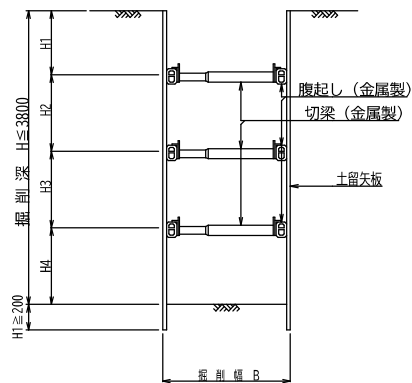
工種	宇治市公共下水道事業				
起工番号					
工事名					
施工箇所					
図面種類	インバート施工図				
縮尺	図示				
撰長	照査	設計	製図	写図	
月日	月日	月日	月日	月日	月日
図面流水番号	15				

管路土留工 (参考図) S=1:40

平面図



断面図



矢板長 m	掘削深 m	矢板厚 mm	支保工段数	掘削幅 B m				腹起し部材 cm	掘削幅 B m				摘要	
				H1 m	H2 m	H3 m	H4 m		VU200	VU250	VU300	VU350		
1.50	$H \leq 1.3$	40	1	0.50	—	—	0.80	7.5	0.80	0.80	1.00	1.05		
2.00	$1.3 < H \leq 1.8$			0.50	—	—	1.30							
2.50	$1.8 < H \leq 2.0$			0.70	—	—	1.30							
2.50	$2.0 < H \leq 2.3$		2	0.50	0.80	—	1.00							
3.00	$2.3 < H \leq 2.8$			0.80	1.00	—	1.00							
3.50	$2.8 < H \leq 3.3$			0.85	1.20	—	1.25							
4.00	$3.3 < H \leq 3.5$			0.85	1.40	—	1.25							
4.00	$3.5 < H \leq 3.8$			3	0.80	1.00	1.00							1.00
4.00	$3.5 < H \leq 3.8$				0.80	1.00	1.00							1.00

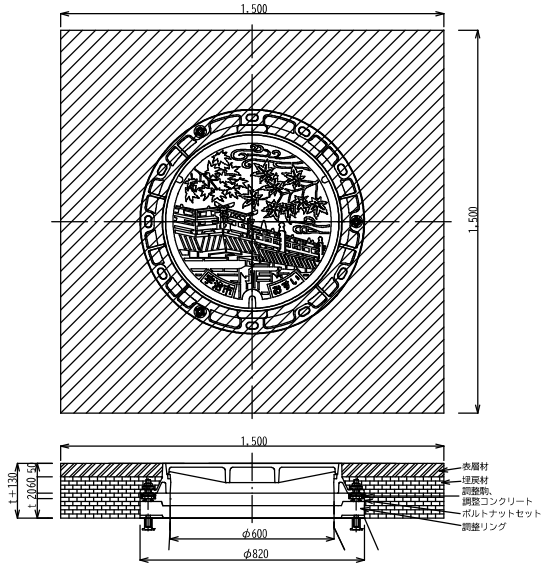
工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	管路土留工 (参考図)
縮尺	図示
課長	照査
設計	製図
実図	
年月日	年月日
図面添付番号	16

※本図は参考例であり、工法を指定するものではない。

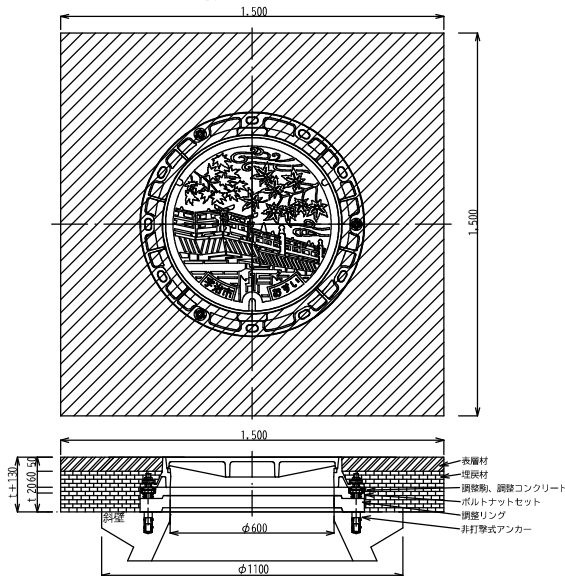
鑄鉄製マンホール蓋改良工（参考図） S=1:20

開削工法

組立マンホール

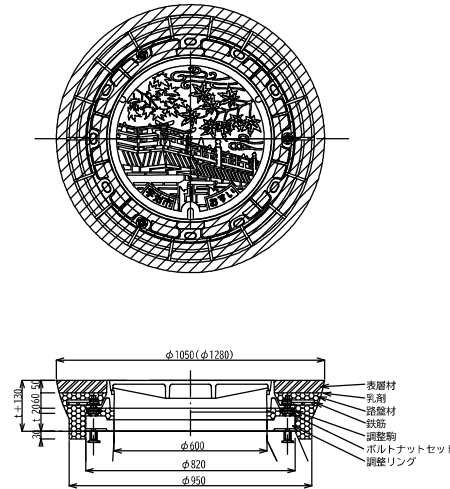


現場打マンホール

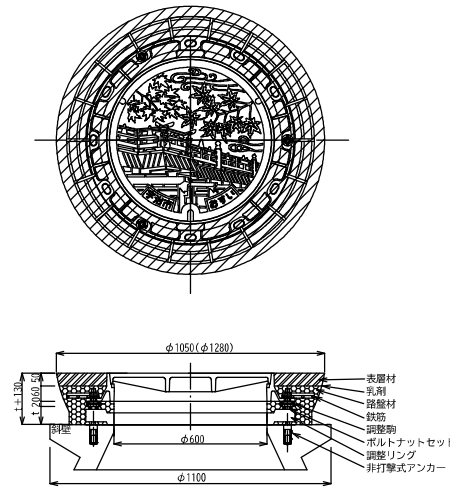


円形工法

組立マンホール



現場打マンホール



■掘削深別鉄蓋及び調整リング組合せ

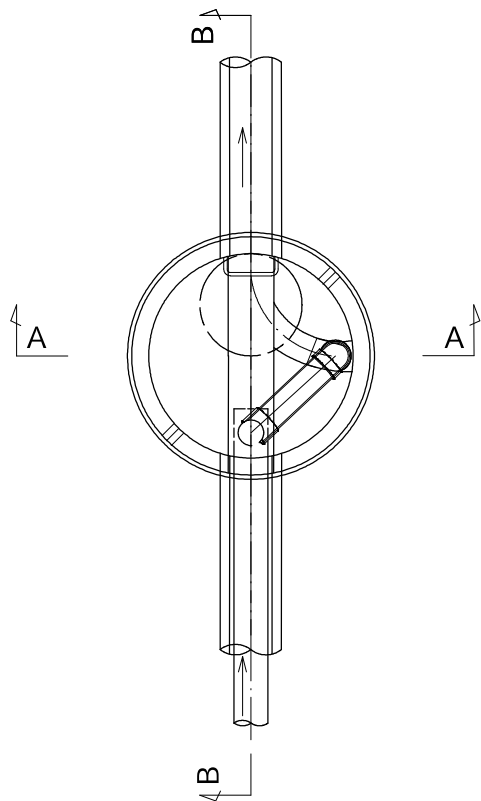
GL～斜壁天端高さ	鉄蓋 (H110)	調整リング (H100)	調整リング (H150)
13cm以上 23cm未満	1		
23cm以上 28cm未満	1	1	
28cm以上 33cm未満	1		1
33cm以上 38cm未満	1	2	
38cm以上 43cm未満	1	1	1
43cm以上 48cm未満	1		2
48cm以上 53cm未満	1	2	1
53cm以上 58cm未満	1	1	2

※本図は参考例であり、工法を指定するものではない。

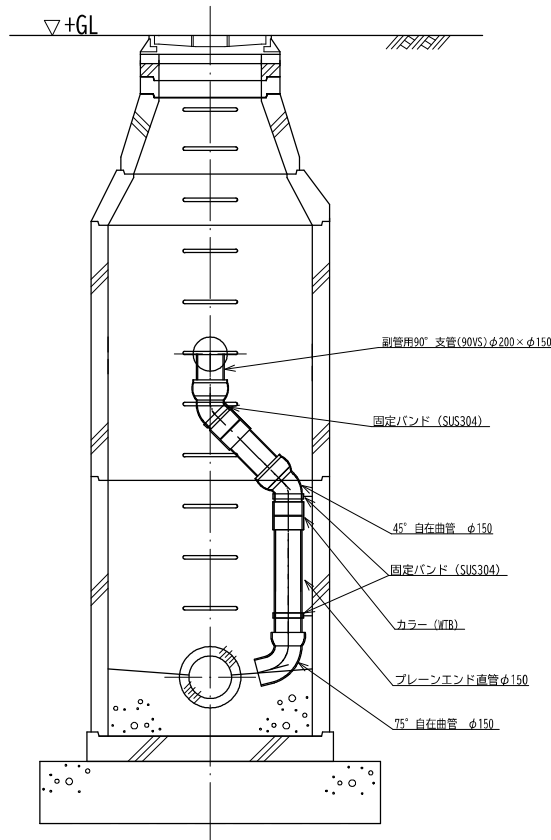
工種	宇治市公共下水道事業												
起工番号													
工事名													
施工箇所													
図面種類	鑄鉄製マンホール蓋改良工（参考図）												
縮尺	図示												
課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長	課長
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
図面流次番号	17												

内副管工 (参考図) S=1:30

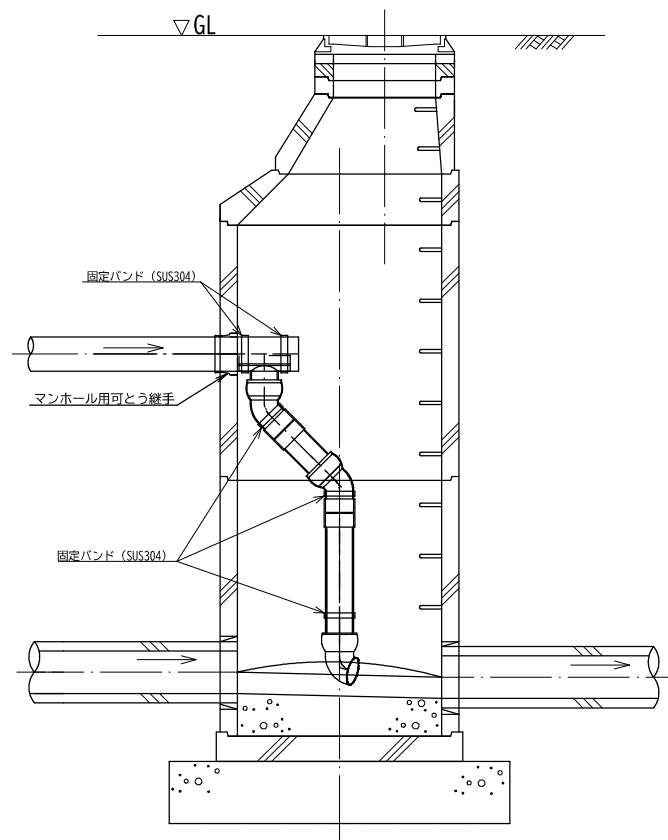
平面図



A-A断面図



B-B断面図



※I類資器材指定品(JSWAS K-1)とする。
 ※内副管については、上流管きよと下流管きよの段差が、0.6m以上の場合のみ適用する。
 ※使用材料については、現場の状況を確認し、必要に応じて監督職員と協議すること。

工種	宇治市公共下水道事業
起工番号	
工事名	
施工箇所	
図面種類	内副管工(参考図)
縮尺	図示
課長	照査
設計	製図
実図	
月日	月日
月日	月日
月日	月日
月日	月日
図面流水番号	18

別表2 撮影箇所一覧表（参考）

開削編

台帳補正用写真は、下水道施設引継図書作成手引きに基づき全件撮影すること。

工種	種別	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影時期	撮影及び提出頻度	
着手前		全景又は代表部分撮影	着手前	箇所ごと	
完成		全景又は代表部分撮影	完成後	箇所ごと	
安全管理		各種標識類の設置状況	設置後	各種類ごとに1回	
		各種保安施設の設置状況	設置後	箇所ごと	
		監視員交通整理状況	作業中	箇所ごと	
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施ごとに1回	
使用材料	マンホール・鉄蓋	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	本管・取付管	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	公共汚水桝	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	内・外副管	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
	可とう継手	形状寸法	使用前	各品目ごとに1回	
使用機械		使用機械規格	使用前	使用機械ごと	
		排出ガス対策型	使用前	使用機械ごと	
		低騒音型	使用前	使用機械ごと	
試掘		地下埋設状況	掘削後	箇所ごと	
		土質試験用土砂採取状況	掘削後	監督員が指示した箇所	
仮設工	管路土留工	使用材料の形状寸法	施工前	箇所ごとに1回	
		仮設状況全景（背面隙間なし）	施工中	箇所ごとに1回	
		建込状況	施工中	箇所ごとに1回	
		矢板根入れ・切梁腹越し間隔位置	施工後	箇所ごとに1回	
		マンホール部の土留め	施工後	箇所ごとに1回	
		引抜状況	施工中	箇所ごとに1回	
管布設工	舗装版切断	舗装版切断状況	施工中	箇所ごとに1回	
	舗装版取壊し	舗装版取壊し状況	施工中	箇所ごとに1回	
	掘削	掘削状況	施工中	箇所ごとに1回	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		深さ・幅	掘削後	箇所ごとに1回	
	基礎砂	敷均し・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	箇所ごとに1回	
	管布設	布設状況	施工中	箇所ごとに1回	
	保護砂	敷均し・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	箇所ごとに1回	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	箇所ごとに1回	巻出し厚を撮影し各層の転圧状況が確認できること。
	仮復旧 下層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	箇所ごとに1回	
	仮復旧 上層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	箇所ごとに1回	
	仮復旧 表層工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
整正状況・厚さ・幅		整正後	箇所ごとに1回		
残土処分	残土積込み・搬出状況	施工中	箇所ごとに1回		
ガラ処分	ガラ積込み・搬出状況	施工中	箇所ごとに1回		
マンホール設置工	掘削	掘削状況	施工中	箇所ごとに1回	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		深さ・幅	掘削後	箇所ごとに1回	

工 種	種 別	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 及 び 提 出 頻 度	
	基礎砕石	敷均し・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	箇所ごとに1回	
	マンホール設置	据付状況	施工中	箇所ごとに1回	
	可とう継手設置	バンド締付け状況	施工中	箇所ごとに1回	
	鉄蓋設置	設置状況	施工中	箇所ごとに1回	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	箇所ごとに1回	巻出し厚を撮影し各層の転圧状況が確認できること。
	仮復旧 下層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	箇所ごとに1回	
	仮復旧 上層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	箇所ごとに1回	
仮復旧 表層工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回		
	整正状況・厚さ・幅	整正後	箇所ごとに1回		
インバート工	仕上げ状況	施工中	箇所ごとに1回		
副管設置工	基礎砕石	敷均し・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	箇所ごとに1回	
	管布設	布設状況	施工中	箇所ごとに1回	
	型枠工	形状寸法	施工後	箇所ごとに1回	
	コンクリート工	打設・締固め状況	施工中	箇所ごとに1回	
取付管工	舗装版切断	舗装版切断状況	施工中	箇所ごとに1回	
	舗装版取壊し	舗装版取壊し状況	施工中	箇所ごとに1回	
	掘削	掘削状況	施工中	箇所ごとに1回	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
	基礎砂	敷均し・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	箇所ごとに1回	
	管布設	布設状況	施工中	箇所ごとに1回	
		土被り・延長	施工後	箇所ごとに1回	
	保護砂	敷均し・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		厚さ・幅	施工後	箇所ごとに1回	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	箇所ごとに1回	巻出し厚を撮影し各層の転圧状況が確認できること。
	仮復旧 下層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	箇所ごとに1回	
	仮復旧 上層路盤工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		整正状況・厚さ・幅	整正後	箇所ごとに1回	
仮復旧 表層工	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回		
	整正状況・厚さ・幅	整正後	箇所ごとに1回		
残土処分	残土積込み・搬出状況	施工中	箇所ごとに1回		
ガラ処分	ガラ積込み・搬出状況	施工中	箇所ごとに1回		
汚水柵設置工	土間取壊し	取壊し状況	施工中	箇所ごとに1回	
	掘削	掘削状況	施工中	箇所ごとに1回	
	床付け	床付け・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
	汚水柵設置	設置状況	設置中	箇所ごとに1回	
		柵深	設置後	箇所ごとに1回	
	埋戻し	埋戻し状況	施工中	箇所ごとに1回	
土間復旧	施工状況	施工中	箇所ごとに1回		
舗装工	不陸整正 補足材なし	敷均し・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		整正状況	整正後	箇所ごとに1回	
	不陸整正 補足材あり	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	

工 種	種 別	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 及 び 提 出 頻 度	
	基層工・表層工	整正状況	施工後	箇所ごとに1回	
		敷均し・転圧状況	施工中	箇所ごとに1回	
		整正状況	整正後	箇所ごとに1回	
		タックコート・プライムコート	散布時	箇所ごとに1回	
		厚さ	整正後	箇所ごとに1回	下がり管理
	品質管理	到着温度・敷均し温度・初期転圧温度	施工中	1日4回	
		開放温度	施工後	施工日に1回	
路盤密度（砂置換） ASコア		完成後	1000㎡に1回		
区画線工		施工状況	施工前後	箇所ごとに1回	
付帯工	排水構造物工	施工状況	施工中	1施工箇所に1回	
	既設マンホール仮閉塞工	地下水・工事用水等流出防止対策状況	施工中	1施工箇所に1回	
残土・As殻	残土仮置場	使用状況	使用前・使用中・使用後	仮置場ごと	
Con殻処分	運搬工	搬出状況・搬出先状況	施工中	搬出日に1回	

【積算参考資料】

本積算資料は、あくまで発注者が予定価格を算出する際の積算条件を参考までに示した資料であり、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

本工事は、円形工法（GMラウンド工法）を採用しているが、当該工法を拘束するものではない。

B-1明細書① 準備工

1式当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	0.01	
特殊作業員		人	0.01	
普通作業員		人	0.03	
ダンプトラック	2 t 135PS	日	0.01	
トラック（クレーン装置付）	2 t	日	0.01	

B-2明細書① 切断工

1式当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	0.03	
特殊作業員		人	0.03	
普通作業員		人	0.09	
カッター損料		箇所	1	
ブレード（刃）損料		箇所	1	
ダンプトラック	2 t 135PS	日	0.03	
トラック（クレーン装置付）	2 t	日	0.03	

B-3明細書① 撤去工

1式当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	0.07	
特殊作業員		人	0.07	
普通作業員		人	0.22	
空気圧縮機	吐出し量3.5～3.7m ³ /min	日	0.33	
ダンプトラック	2 t 135PS	日	0.07	
トラック（クレーン装置付）	2 t	日	0.07	

B-4明細書① 鉄蓋設置工

1式当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	0.11	
特殊作業員		人	0.11	
普通作業員		人	0.34	
路盤材	25 k g	袋	5	
補強用鉄筋		個	1	
型枠損料		回	1	
発動発電機運転工(1)	ガソリンエンジン駆動 2K V A 2.7KW	日	0.33	
ダンプトラック	2 t 135PS	日	0.11	
トラック（クレーン装置付）	2 t	日	0.11	
ボルト緊結セット【組立マンホール】	M16 L=150mm	箇所	1	
調整リング	600*50	個	1	

B-5明細書① 復旧工

1式当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	0.08	
特殊作業員		人	0.08	
普通作業員		人	0.25	
表層材	20 k g	袋	3	
アスファルト乳剤	P K -3 プライムコート用	L	1	
振動コンパクタ		日	0.33	
ダンプトラック	2 t 135PS	日	0.08	
トラック (クレーン装置付)	2 t	日	0.08	

B-6明細書① 鉄蓋設置工

1式当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	0.11	
特殊作業員		人	0.11	
普通作業員		人	0.34	
路盤材	25 k g	袋	4	
補強用鉄筋		個	1	
型枠損料		回	1	
発動発電機運転工(1)	ガソリンエンジン駆動 2 K V A 2.7 K W	日	0.33	
ダンプトラック	2 t 135PS	日	0.11	
トラック (クレーン装置付)	2 t	日	0.11	
ボルト緊結セット【組立マホール】	M16 L=150mm	箇所	1	

B-1明細書③ 準備工 夜間

1式当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役	夜間	人	0.01	
特殊作業員	夜間	人	0.01	
普通作業員	夜間	人	0.03	
ダンプトラック 夜間	2 t 135PS	日	0.01	
トラック (クレーン装置付) 夜間	2 t	日	0.01	

B-2明細書③ 切断工 夜間

1式当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役	夜間	人	0.03	
特殊作業員	夜間	人	0.03	
普通作業員	夜間	人	0.09	
カッター損料		箇所	1	
ブレード (刃) 損料		箇所	1	
ダンプトラック 夜間	2 t 135PS	日	0.03	
トラック (クレーン装置付) 夜間	2 t	日	0.03	

B-3明細書③ 撤去工 夜間

1式当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役	夜間	人	0.07	
特殊作業員	夜間	人	0.07	
普通作業員	夜間	人	0.22	
空気圧縮機 夜間	吐出し量3.5~3.7m ³ /min	日	0.33	
ダンプトラック 夜間	2 t 135PS	日	0.07	
トラック (クレーン装置付) 夜間	2 t	日	0.07	

B-4明細書③ 鉄蓋設置工 夜間

1式当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役	夜間	人	0.11	
特殊作業員	夜間	人	0.11	
普通作業員	夜間	人	0.34	
路盤材	25 k g	袋	5	
補強用鉄筋		個	1	
型枠損料		回	1	
発動発電機運転工(1) 夜間	ガソリンエンジン駆動 2KVA 2.7KW	日	0.33	
ダンプトラック 夜間	2 t 135PS	日	0.11	
トラック (クレーン装置付)	2 t	日	0.11	
ボルト緊結セット【組立マホール】	M16 L=150mm	箇所	1	
調整リング	600*50	個	1	

B-5明細書③ 復旧工 夜間

1式当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役	夜間	人	0.08	
特殊作業員	夜間	人	0.08	
普通作業員	夜間	人	0.25	
表層材	20 k g	袋	3	
アスファルト乳剤	PK-3 プライムコート用	L	1	
振動コンパクタ 夜間		日	0.33	
ダンプトラック 夜間	2 t 135PS	日	0.08	
トラック (クレーン装置付) 夜間	2 t	日	0.08	

B-6明細書③ 鉄蓋設置工 夜間

1式当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役	夜間	人	0.11	
特殊作業員	夜間	人	0.11	
普通作業員	夜間	人	0.34	
路盤材	25 k g	袋	4	
補強用鉄筋		個	1	
型枠損料		回	1	
発動発電機運転工(1) 夜間	ガソリンエンジン駆動 2KVA 2.7KW	日	0.33	
ダンプトラック 夜間	2 t 135PS	日	0.11	
トラック (クレーン装置付) 夜間	2 t	日	0.11	
ボルト緊結セット【組立マホール】	M16 L=150mm	箇所	1	